

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、日常生活が不便となり、生活の質を落とす大きな原因になる。加齢性難聴によるコミュニケーションの減少により、本来であれば会話をすることで脳に入ってくる情報量が少なくなることが脳機能の低下につながり、うつ病や認知症の危険因子になっていると最近では考えられている。

国内の難聴者率は欧米諸国と大差がない様子であるが、補聴器使用率は欧米諸国よりも低いとされているため、国内での補聴器の普及が求められている。しかし、補聴器の価格は片耳当たり、安価なものでも2万円、高価なものでは20万円のものもあり、保険適用外のため全額が個人負担となる。

身体障害者福祉法第4条の規定による高度・重度に認定された難聴者の場合は、補装具費支給制度による公費負担が適用され、原則1割の負担で購入することができる。中等度以下に認定された場合でも購入後に所得税などの医療費控除を受けられるが、所得税などが賦課されない場合には控除されるものがなく、対象者はごく一部に限られることから、低所得の高齢者に対しては特段の配慮が必要である。

欧米諸国では補聴器購入に対して公的補助制度があるが、国内では一部の地方自治体が独自に補助を実施している程度に留まっており、財政力の弱い地方自治体では導入が進まず、格差が進む一方である。補聴器の普及は認知症の予防につながり、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制、介護の負担軽減にもつながってくる。

よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月30日

新潟県佐渡市議会議長 佐藤 孝